

ワンストップ特例制度について

ワンストップ特例制度は、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に寄附先の自治体で特例の申請手続きを行うことにより、確定申告の手続きをすることなく、お住まいの市町村に納めるべき住民税の額から控除される、ふるさと納税に伴う寄附金控除手続簡素化のための特例制度です。

- ① 地方団体に対する寄附金についての寄附金税額控除を受ける目的以外に所得税または個人住民税の確定申告書を提出する必要がないと見込まれる。
 - ② 地方団体に対する寄附先が5団体以下であると見込まれる。
- ①と②のどちらも該当する場合に、申告特例申請書を提出することで、翌年度の個人住民税において寄附金税額控除が受けられます。

◆ワンストップ特例制度にかかる留意事項

- (1) ふるさと納税ワンストップ特例の申請は、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」にご記入の上、ふるさと納税先自治体へ提出することが必要です。
- (2) 確定申告を行う方、又は、5団体を超える自治体へのふるさと納税をした方が控除を受けるためには、引き続き確定申告書への記載が必要です。
- (3) ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。ふるさと納税翌年の6月以降に支払う個人住民税額が軽減されます。

◆マイナンバー（個人番号）の提供のお願い

番号法の施行（マイナンバー導入）に伴い、**[個人番号確認の書類]**と**[本人確認の書類]**のコピーを「寄附金税額控除に係る申告特例申請」と一緒に郵送することが必須になりました。

【同封いただく書類】

	[個人番号カード] を持っている方	[通知カード] を持っている方	[個人番号カード]・[通知カード] のどちらも無い方
個人番号確認 の書類	個人番号カードの [裏面]のコピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
本人確認 の書類	個人番号カードの [表面]のコピー	下記いずれかの身分証のコピー <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月日 または住所が確認できるように コピーする。	下記いずれかの身分証のコピー <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ※写真が表示され、氏名、生年月日 または住所が確認できるように コピーする。

◆ワンストップ特例制度の申請書提出後に内容の変更が生じた場合

ワンストップ特例制度の申請書を提出後、寄附した年の翌年1月1日までの間に名前や住所等（電話番号を除く）の内容に変更が生じた場合、「申請事項変更届出書」と「変更後の内容が証明できる書類の写し（注）の提出が必要となります。提出は、寄附した年の翌年1月10日までとなりますのでご注意ください。

（注）変更後の内容が証明できる書類の写しの例：住民票の写し、運転免許証の写し（変更の裏書が済んだもの）

◆寄附金税額控除に係る申告特例申請書（ワンストップ申請書）送付先について

※ ワンストップ特例制度の申請を希望される方は同封の申請書に必要事項をご記入の上、マイナンバーの確認書類を添えて、下記の送付先へ郵送により提出をお願いいたします。（押印不要）

寄附をした翌年の1月10日までに必着でご返送ください。

送付の際には下記を切り取り、宛名としてご利用ください。

〒374-0192
群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2682番地1

板倉町企画財政課 財政係 行
寄附金税額控除に係る申告特例申請書在中